

みきで愛（出会い）サポートセンター みきで愛婚活応援団イベント実施要領

みきで愛（出会い）サポートセンター（以下「当センター」という。）
みきで愛婚活応援団（以下「応援団」という。）登録団体が出会いイ
ベントを実施する際の要領を以下のとおり定めます。

1 イベントの企画について

- (1) 応援団登録団体（以下「登録団体」という。）は、「みきで愛（出
会い）サポートセンターみきで愛婚活応援団規約」に基づき、独身男
女の出会いの場を創出するため、それぞれの特長を活かした出会いイ
ベントを自ら企画・実施するものとします。
- (2) イベントの主催者は登録団体とします。主催者として責任を持って
実施できる内容と方法で企画してください。

2 イベント企画書の提出

- (1) 出会いイベントを実施しようとする登録団体（以下「主催者」とい
う。）は、イベント企画書（様式4）及び参加申込書（様式5）、イ
ベント進行表（様式6）を参加申込締切日の1か月前までに当センタ
ーヘデータで提出してください。

また、独自の企画書、イベント進行表、その他資料があれば、併せ
て事務局に提出してください。

- (2) 企画書等は、十分な余裕を持って提出してください。実施内容の詳
細について確認させていただくことがあります。なお、イベント当日、
予告なく、当センター事務局が実施状況を確認する場合があります。
- (3) 申込先・お問い合わせ先は主催者とし、企画書等に明記してくださ
い。

3 イベントの内容について

- (1) 参加対象者は、独身男女であり当センターのメールマガジンへの登
録をホームページ及び当日開催日で促すこと。
- (2) この事業は、男女の出会いの場を提供する事業であるので、異性と
1対1もしくはグループで挨拶や交流ができるイベントであること。
セミナーだけのものは対象となりません。
- (3) 参加する男女は原則同数とし、参加者数の変動が生じても対応でき

る内容としてください。

- (4) 最少催行人数を定め、参加申込者数が最少催行人数に満たない場合はイベントの実施を中止し、イベント実施日の2日前までに、当センターに報告するとともに、参加申込者に通知してください。最少催行人数は男女それぞれ4人以上とすること。
- (5) 参加希望者との連絡で齟齬が生じないように、参加申込締切日とイベント実施日は、できるだけ7日以上空けてください。ただし、お見合い形式以外のイベントについてはその限りではない。

4 イベントの情報発信及び参加申込受付について

- (1) イベントの広報は、企画書（様式4）を当センターホームページに掲載するとともに、メールマガジン登録者へ新着情報として電子メールにより配信します。イベント参加申込が少ない場合、イベント締切日の1週間前までに限り、再配信の希望を受け付けます。
- (2) 主催者による告知・募集も可能です。チラシを作成し、情報配信する場合は、「みきで愛（出会い）サポートセンターみきで愛婚活応援団事業」と明記し、当センターのメールマガジン登録が参加条件であることをお知らせください。
- (3) 参加を希望する場合は、参加申込書（様式5）により直接主催者に申し込みます。

申込書は、①氏名、②性別、③生年月日、④連絡先住所、⑤Eメールアドレス、⑥連絡先電話を必須項目とし、不要な個人情報を記入させないようにご注意ください。

- (4) 主催者は、申込者全員にイベント参加の可否を、責任を持って通知してください。メールでの連絡でも可としますが、不達、未達の場合の場合は、電話連絡するなど申込者本人と確実に連絡をとってください。

5 イベント実施経費と参加費について

- (1) イベント実施に要する経費は、全て主催者の負担となります。
- (2) イベント実施に際し、参加者から徴収する参加費は、本事業の趣旨を踏まえ適正な水準で設定願います。
- (3) 当センター及び三木市からの助成や補助はありません。
- (4) 主催者の判断でイベントを中止した際に、事前振込等で参加費を徴収していた場合は、適切な方法で速やかに返金することとし、参加者

の口座番号等は適正に管理してください。

- (5)参加申込のキャンセルにより違約金等が発生するために、参加費のキャンセル料を設定する場合は、キャンセル料発生の時期や適正に設定した金額（参加費を超える金額を設定することは禁じます。）などを、必ず参加募集時から明記するとともに、キャンセル料の発生日は参加決定日以降とするなど、社会通念上、理解が得られるようにしてください。

6 実施報告について

- (1)イベント終了後は、5日以内に実施報告書（様式8）を提出してください。報告書の様式に基づき、男女別の申込者数や参加者数、参加者の平均年齢、カップル組合せ（連絡先を含む）など記載願います。ただし、お見合い形式以外のイベントについてはその限りではない。
- (2)実施報告書は、必ずパスワードを設定した上で、電子データでご提出ください。パスワードは実施報告書を添付したメールとは別にご連絡ください。
- (3)期限内に実施報告書が提出されない場合や参加者等からの苦情がある場合、認定証をはく奪する場合があります。

7 イベント実施における留意点

- (1)出合いを求める独身男女が安心して参加できる内容とし、公序良俗に反する内容、過度な演出等、社会通念に照らして適当でないと思われる内容は含まないでください。
- (2)イベントを安全に実施するための施設・設備等の環境の確保や、運営上の必要な配慮を行うとともに、イベントの実施にあたっては周辺環境への必要な配慮を行い、事故防止に万全を期してください。
- (3)イベント当日の受付時に、必ず公的機関の発行する証明書（運転免許証等写真付きのものが望ましい）の提示を求め、本人確認をお願いします。

なお、当日、本人を確認できる写真付きの証明書を忘れた場合には、2種類以上のもので厳密に本人確認をしてください。

- (4)特定の商品の販売・販売等の斡旋・当事業以外の事業への勧誘を行うなど、当事業の趣旨を逸脱する活動及び宗教活動、政治活動を禁止します。
- (5)イベントでアルコールを提供する場合は、飲酒運転防止について厳

重に注意喚起してください。

- (6) イベント実施後の参加者間のトラブルは当事者間で解決することについて徹底してください。
- (7) イベントの実施にかかる参加者等からの苦情等については、責任を持って速やかに対応してください。トラブルが起こった場合には速やかにトラブル等報告書（様式9）により当センターに報告してください。
- (8) イベントにおける事件・事故については、主催者による対応となるため、万が一に備え事前に保険等への加入を検討してください。

8 個人情報の保護について

- (1) 個人情報保護法を遵守すると共に、三木市個人情報保護に関する条例及びみきで愛（出会い）サポートセンター個人情報保護規定に従い、個人情報はイベントの連絡以外には利用しないこと。
- (2) イベント参加者の秘密及び個人情報は、主催者の責任のもとに厳重に管理することとし、本人の承諾を得ずに他の目的に使用しないこと。
- (3) 参加者の個人情報については、事前・事後を問わず一切の問い合わせに答えないこと。（参加者間の個人情報の交換については、自己責任において行わせること。）
- (4) イベント終了後は、収集した個人情報等は全て適切に廃棄し、イベントで知り得た参加者の氏名・連絡先等をイベント事業の目的以外に利用しないこと。
- (5) イベント参加者に対しイベント内での連絡先交換を促すとともに、イベント終了後に交換をした個人情報を第三者に伝えるなど、別の目的に利用しないよう注意を促すこと。